

大分県地域産業活性化協議会 規約

(目的)

第1条 この協議会は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第5項の規定による同意を得た基本計画（法第6条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化のために当該地域の地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の協議会は、大分県地域産業活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者を委員として設置する。

2 前項に掲げる市町村及び大分県は、必要があると認められるときは、法第5条第2項第7号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者、又は法第7条第2項各号に該当する者を協議会の委員として加えることができる。

3 法第7条第2項各号に該当する者で協議会の構成員として加えるとされていない者が、法第7条第3項に規定する主務省令で定める期間内に、第1項に掲げる市町村及び大分県に対して自己を協議会の構成員として加えるよう申し出た場合に、必要があると認めるときは、委員とすることができる。

4 委員は非常勤とする。

(公表)

第4条 協議会の公表は、別表1に掲げる市町村及び大分県のホームページへの掲載等により行う。

(事務)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた次の事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
 - ア 集積業種の立地に資する人材の育成・研修の実施
 - イ 集積業種の立地に資する設備等の整備
 - ウ 企業誘致に係る専門家の配置
 - エ その他基本計画の目標を達成するために必要な事項

- (3) 前2号に掲げるものの他、第3条第1項に掲げる市町村の存する地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (4) 関係機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、集積地域における企業立地の促進等による産業集積の形成又は活性化に関することを行うこと。

(役員及び職務)

第6条 協議会を代表し、会務を総括するため、協議会に会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 会長の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(会議の招集)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は委員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
- 5 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、大分県商工労働部企業立地推進課に事務局を置く。

(その他の必要事項)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附則

この規約は、平成19年9月10日から施行する。

(別表 1)

大分県地域産業活性化協議会 構成員一覧

大分県	杵築市
大分市	宇佐市
別府市	豊後大野市
中津市	由布市
日田市	国東市
佐伯市	姫島村
臼杵市	日出町
津久見市	九重町
竹田市	玖珠町
豊後高田市	財団法人大分県産業創造機構